

30年度 公文書開示（4月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	H30. 3. 26	H30. 4. 9	平成29年度中央研修「情報公開・個人情報保護研修」における情報公開制度研修資料（内訳） 「情報公開制度の概要について」 「情報公開制度における非開示の考え方」 「平成29年度 情報公開・個人情報保護研修 事例研究設例編（情報公開）」 「平成29年度 情報公開・個人情報保護研修 事例研究解説編（情報公開）」	39	1														生活文化局広報広聴部情報公開課
2	H30. 4. 4	H30. 4. 18	商品テスト報告書	5	1						1				1			・ 苦情品の外観及び使用、外観調査並びに試験風景の一部について (7条3号) 事業者に関する情報であり、公にすることにより相談があった事実が明らかになり、社会的信用の低下を招くなど競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため (7条6号) 事業者に関する情報であり、開示することにより、事実確認や交渉等において、事業者の協力や情報を得ることができなくなるなど、相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある	生活文化局消費生活総合センター相談課
3	H30. 4. 9	H30. 4. 20	例示：保護課の請求事項が異なる決定実施（却下）の妥当示すもの求める。					1										請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課

30年度 公文書開示（4月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
4	H30. 4. 9	H30. 4. 23	事務所備付書類の写しの提出について（平成29年7月31日付）外1件	15	1					1	1	1							<ul style="list-style-type: none"> ・事務所備え付け書類の写しの提出についての資料の下段の記載事項（7条3号）宗教法人の事業活動に関する情報であり、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため ・事務所備え付け書類の写しの提出についての資料の代表役員及び下段の印影（7条4号）偽造等による犯罪の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるため ・代表役員、責任役員、その他の役員名簿の備考欄の記載事項（代表役員欄を除く。）、責任役員の就任年月日及び退任年月日並びにその他の役員の就任年月日及び退任年月日（7条3号）宗教法人の内部管理に関する情報であり、宗教行為及び信仰に関連する情報が含まれているため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため ・代表役員の生年月日、責任役員の氏名、生年月日及び住所、その他の役員の氏名、生年月日及び住所並びに事業に関する書類の責任者氏名（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため ・事業に関する書類の事業所の名称、事業の内容、法令による許認可等、従業員数、前年度の収支決算額の金額及び収益の用途 ・収益事業特別会計損益計算書の損失の部及び利益の部の科目並びに金額 ・収益事業特別会計貸借対照表の資産の部及び負債・資本の部の科目並びに金額 ・収支決算書の支出の部及び収入の部の各項目欄の記載事項（純支出、純収入を除く。）並びに金額 ・財産目録の資産の部の特別財産の中項目欄、基本財産の小科目（土地、建物を除く。）並びに土地及び建物の細分科目欄、普通財産の小科目欄の記載事項並びに数量及び評価額、負債の部の中項目欄の記載事項及び金額 ・財産目録の添付書類の記載内容の全て（7条3号）宗教法人の事業活動に関する情報であり、宗教行為及び信仰に関連する情報が含まれているため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため （7条6号）宗教法人の事務運営に関する情報であり、公にすることにより宗教法人法に基づく申請、届出等について、法人の協力が得られなくなり、宗務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 	生活文化局都民生活部管理法人課
5	H30. 4. 13	H30. 4. 26	立入検査実施報告書（法人名：公益財団法人〇〇）平成27年4月〇〇日及び平成29年〇〇月〇〇日の2件	4	1					1	1							<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員の氏名及び法人側対応者（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため ・事業の実施状況、内部管理及び経理処理の詳細並びに検査結果を踏まえた当該法人に対する東京都の対応（7条3号）当該法人の内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれるため （7条6号）東京都が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該法人のみならず、他の法人に対する東京都による検査の適正な遂行に支障を及ぼす可能性があるため 	生活文化局都民生活部管理法人課	
6	H30. 4. 16	H30. 4. 27	平成20年度第4回東京都私立学校審議会（第667回）議案他22件（詳細は別紙のとおり）	41	1														生活文化局私学部私学行政課	
7	H30. 4. 16	H30. 4. 27	(1) 私立学校等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助（特定教育方法支援事業）事業計画書 (2) 学校法人や審議会、自治体が他校の取組に言及している場合、それを含む資料																<ul style="list-style-type: none"> (1) 当該文書は請求内容のうち、「教職員実数」が記載されている文書であるが、対象公文書の保存年限（5年）が経過しており、存在しないため (2) 実施機関では対象となる公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため 	生活文化局私学部私学行政課